

（４）誰がいつ判定を請求できるか

<誰が>

判定を請求する者は、判定を求める事項との法律上の利害関係を有する者である必要はありません¹。

しかし、制度の趣旨からみて、判定を請求する必要性（「自社の権利を他社が侵害している可能性がある」といった背景事情等）を判定請求書の理由の欄に簡単に記載するようにしてください²。

<いつ>

判定の請求は、特許、実用新案、意匠及び商標の四法ともに、その権利の設定登録後から可能となります。

また、権利消滅後に、権利存続中の侵害の事実を争うようなこともありますので、権利消滅後であっても判定請求をすることが可能です（審判便覧 58-01 の 4.）。

¹ ただし、標準必須性に係る判断のための判定を求める場合には、ライセンス交渉等において、特許発明の標準必須性に関して見解の相違があることが判明している当事者同士が請求人及び被請求人となる必要があります（→ 1.（8）を参照。）。

² 審判便覧 58-01 の 2. (1) では、「判定の結果は当事者に法的拘束力を及ぼすものではないから、判定請求においては、法律上の利害関係は必要でない。他方、判定請求においては、特許庁が、請求に応じて、特許発明の技術的範囲について公的な見解を表明することにより、法の目的に適合した発明の保護及び利用を図り、併せて紛争の未然の防止又は早期の解決に資するという判定制度の趣旨に応じた判定を請求する利益は必要である。したがって、判定請求書の請求の理由の欄においては、判定を請求する必要性を記載することにより、制度の趣旨に応じた判定を請求する利益があることが明らかにされることが望ましい」とされています。